

委員会提出議案第5号

中間貯蔵施設の整備と仮置き場からの早期搬出等に関する
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

平成27年9月25日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 東日本大震災・原子力災害復旧復興調査特別委員長
水 井 清 光

中間貯蔵施設の整備と仮置き場からの早期搬出等に関する意見書（案）

環境省は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い実施を余儀なくされている除染で発生した大量の放射性物質を含む除去土壌等について、去る3月13日から中間貯蔵施設への搬入を開始した。今後の本格輸送に向けた準備として、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を実施・検証するため、1年程度をパイロット輸送期間と位置づけている。

しかしながら、当該パイロット輸送に係る計画の策定から本日までの間、中間貯蔵施設の整備計画や仮置き場からの本格輸送に向けた工程について、環境省から具体的な説明は一切なされていない。

また、膨大な量の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬出するに当たっては、抜本的な安全対策・交通渋滞緩和策、さらには効率的な搬出のために搬出路の拡幅が求められているにもかかわらず、環境省が示す対応策は「案内板の設置」、「誘導員の配置」など、まさに小手先、場当たりのと言わざるを得ず、市民から不安・不信の声が上がっている。

よって南相馬市議会は、除染の推進による復興の更なる加速化を進めるとともに、市民の安心・安全を確保するため、下記事項の実現を強く要請する。

記

- (1) 中間貯蔵施設を早期に整備することとあわせ、仮置き場からの搬出に向けた具体的な工程を早急に明示すること
- (2) 中間貯蔵施設への搬出に当たって、道路管理者等関係機関との協議を早急に進め、安全な搬出路の確保を急ぐこと
- (3) 仮置き場の周辺住民や地権者に対し、説明会や意見交換会等の場を定期的に設け、環境省が直接に市民に対する説明責任を果たすこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

環境大臣 様

復興大臣 様